

放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の 設備及び運営に関する基準(案)について

平成26年8月19日
東村山市児童課

平成26年8月19日
一部修正

「放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の設備及び運営に関する基準」について

1. 趣旨

放課後児童健全育成事業(児童クラブ)は、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を提供する事業です。平成27年4月の実施を予定している「子ども・子育て支援新制度」では、放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の実施における設備及び運営に関する基準について、市町村が条例により定めることとされているものです。

(児童福祉法第34条の8の2)

2. 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の設備及び運営に関する基準について

新制度施行に伴い、厚生労働省令で示された従うべき基準又は参酌すべき基準を踏まえ市町村が条例で定めるものです。

(児童福祉法第34条の8の2)

3. 従うべき基準・参酌すべき基準について

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準を指す。

この基準は東村山市において放課後児童健全育成事業(児童クラブ)を実施する場合に適用されるものです。

現在、東村山市が実施している東村山市学童クラブの運営等に関しては、東村山市立児童館条例及び施行規則、児童クラブ入会審査要綱、児童クラブにおける障害児育成事業実施要綱等で規定しています。

また、運営に関しては「東村山市児童クラブの設置基準に関するガイドライン」(平成25年6月1日施行)に基づき運営しています。

1 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営に関する基準

(1) 従うべき基準

項目	国の基準	東村山市の基準案
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 	国の基準とおり
	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 	市設置施設については、現人員配置を維持する。(支援単位ごとに3人以上)
	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員は次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ①保育士の資格を有する者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③学校教育法の規定による高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ④学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 ⑤学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者 ⑦学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑨高等学校卒業業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの 	国の基準とおり
	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 	国の基準とおり

(2) 参酌すべき基準

項目	国の基準	東村山市の基準案
放課後児童健全育成事業の一般原則	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 ・放課後児童健全育成事業を行う場所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けなければならない。 	国の基準とおり
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。 	国の基準とおり
職員の一般的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 	国の基準とおり
職員の知識及び技能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 	国の基準とおり
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(専用区画)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 	国の基準とおり
	<ul style="list-style-type: none"> ・専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。 ・専用区画並びに設備及び備品等は、放課後児童健全育成事業を開所している時間帯を通じて専ら放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りではない。 ・専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 	当面の間弾力的な運用をすることができるとし、経過措置を設ける。 国の基準とおり
児童数	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 	当面の間弾力的な運用をすることができるとし、経過措置を設ける。
利用者を平等に取り扱う原則	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをしてはならない。 	国の基準とおり

項目	国の基準	東村山市の基準案
虐待等の禁止	<p>・放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>※児童福祉法第33条の10各号</p> <p>①心身に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>②わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。</p> <p>③心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他職員としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>④著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	国の基準とおり
衛生管理等	<p>・放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>・放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>・放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	国の基準とおり
運営規程	<p>・放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③開所している日及び時間</p> <p>④支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</p> <p>⑤利用定員</p> <p>⑥通常の事業の実施地域</p> <p>⑦事業の利用にあたっての留意事項</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他事業の運営に関する重要事項</p>	国の基準とおり
備える帳簿	<p>・放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。</p>	国の基準とおり

項目	国の基準	東村山市の基準案
秘密保持等	<p>・放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	国の基準とおり
苦情への対応	<p>・放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	国の基準とおり
開所時間及び日数	<p>・放課後児童健全育成事業者は、開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める。</p> <p>①小学校の授業の休業日 1日につき8時間</p> <p>②小学校の授業の休業日以外の日 1日につき3時間</p>	国の基準とおり
	<p>・放課後児童健全育成事業者は、開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める。</p>	現開設日を維持する。
保護者との連絡	<p>・放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。</p>	国の基準とおり
関係機関との連携	<p>・放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>	国の基準とおり
事故発生時の対応	<p>・放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	国の基準とおり